目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 基本方針 (第六条)

第三章 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進のため

第一節 認定生産方式革新実施計画に係る措置 (第七条-—第十二条)

の措置

第二節 認定開発供給実施計画に係る措置 (第十三条—第十九条)

第四章 雑則(第二十条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 農業者の減少及び高齢化の進展、 農業の分野における情報通信技術の進展、 食料に対

を図 術の活用を促進し、 する国民の需 ト農業技術等の るため、 ス 要の高度化及び多様化その他の農業を取り巻く環境の変化に対応して、 7] もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目 開 ト農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物 発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることにより、 の新たな生産 の方式 農業の生 スマ \mathcal{O} 導 産性 入並 -農業技 \mathcal{O} 向上 にス

(定義)

的とする。

で定めるもの この法律において「スマート農業技術」とは、 (以下この条におい 7 「農業機械等」という。 農業機械、)に組み込まれる遠隔操作 農業用ソフトウェアその他農林水産省令 (農業機械 か 冷解

ては認識することができない方式で作られる記録をいう。)として記録された情報を活用する場合に用 れた場所から当該農業機械に情報通 信技術 (電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の 知覚によっ

られ る情報 通信技術をいう。 の操作をする技術をいう。 以下この項及び次条第二項において同じ。) 自動 を用いて指令を与えることによ

り当該 和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。 (農業機: 械 制御 (プログラム (情報処理の 第七条第四項第一号におい 促進に関する法 、 て 同 昭昭

ľ,)により自動的 に農業機械等の制御を行う技術をいう。)その他 の情報通信技術を用 いた技術であっ

て、 農業を行うに当たって必要となる認知、 予測、 判断 文は 動 作に係る能力の全部又は 一部を代替し、 補

助 又は向上させることにより、 農作業の)効率化、 農作業における身体 \mathcal{O} 負担 (D) 軽 減又は農業の 経営管

理の合理化 (第三項第二号及び次条第一項において「農作業の効率化等」という。)を通じて農業の生産

性を相当程度向上させることに資するものをいう。

2 この法律において「農業者等」とは、 農業者又はその組織する団体 (農業者が主たる構成員又は出資者

以 下 「構成員等」という。)となっている法人を含む。)をいう。

3 この法律において 「生産方式革新事業活動」とは、 農業者等 (当該農業者等が団体である場合に における

その構成員等を含む。 次項において同じ。) が、 次に掲げる事業活動の全てを相当規模で行うことによ

り、 当該農業者等が行う農業の生産性を相当程度向上させることをいう。

ス 7 ト農業技術を活用して行う農産物 \mathcal{O} 生産 (農産: 物が出荷されるまでに行わ れる一 連の行為を含

む。次号及び次条第一項において同じ。)又は農業の経営管理

前号に掲げる事業活動の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農

産 物 の新たな生産 の方式 の導入

4 の法 律 に お 1 て 「ス マート農業技術活用サービス」 とは、 農業者等が行う農業を支援するため 対価を

得 て継 続的 に行うス マー ト農業技術を活用した次に掲げる役務をいう。

委託により、 農業者等に代わって農作業を行うこと。

農業者等に対し、

農業機械等を使用させること。

三 農業者等に対し、 農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣すること。

当該結果に基づく農業の生産性の向 上のための指導若しくは助言を行うこと。

の法律に お いて 「開発供給事業」 とは、 農業において特に必要性が 高 いと認められるスマ -農業技

| |-

5

匹

農業に関する情報を収集し、

整理し、

及び分析し、

並びに農業者等に対し、

その結果を提供し、

術等 (スマー ト農業技術その他 の生産方式革新事業活動 に資する先端的 な技術をいう。 以下同じ。) \mathcal{O} 開

発及び当該 スマ ート農業技術等を活用した農業機械等、 種苗その他 の農業資材又はスマ 1 -農業技 術 活用

サ ビス 0) 供給を行う事業 (当該事 業の効率的 な実施を図るため当該事業と併せて行う合併、 会社 の分

割 出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置 (第十八条第一項におい

て「合併等の措置」という。)を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 生産方式革新事業活 動 は、 スマー ト農業技術 の活用による農作業の効率化等の効果を十分に · 発揮

せるためには農産 物 の従来 の生産の方式を変更することが重要であることに鑑み、 国が生産方式革新 事 業

活 動 の必要性及び有効性に関する知識の普及及び啓発を図り、かつ、農業者等が自ら活用するスマ F 農

の性格、 生産する農産物の特性等に応じて、生産方式革新事業活動に主体的 カ つ積極的に取 ŋ 組 む

ことにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、 その促進が図られなければならな

2 開 発供給事業は、 農業技術 及び情報通信技術を有効か つ適切に組 み合わせ、 及び農業者等の 需要に的 確

に対応してスマート 農業技術等 の開発及びその成果の普及が図られることが重要であることに鑑み、 開 発

供給 事業を行う者、 国立研究開 発法 人農業・食品 産業 技術総合研究機構 (以 下 「研究機構」 という。 そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 国立 一研究開 発法人 (独立: 一行政法 人通 〕則法 (平成十一 年法律第百三号) 第二条第三項に規定す える国立

研究開 発法 人をいう。)、 地方公共団 一体及び 地 方独立行 改法人 (地方独立行政法人法 伞 成 十五 年 法 律 第

百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) の試験研究機関、 大学その 他の関係者が

それぞれ の知 識 及び技能並 びに技術、 設備、 情報システム等を活用しつつ、これらの関係者の 相 互 一の密接

な連 携を図 ŋ か 農業に お **\ て特に必要性が 高 いと認っ められるスマート 農業技術等を重点的 か 0 迅 速

に開 発 農業者等に供給することにより農業の 生産性の向 上を図ることを旨として、 その促進が 义 られ

なければならない。

3 生 産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、 生産方式革新事業活動の実施を通じて得

られた知見が開発供給事業に、 又は開発供給事業の実施を通じて得られた成果が生産方式革新事業活動に

有効に活用されるよう、 生産方式革新事業活動を行う農業者等又は開発供給事業を行う者相互間 の連携及

び協力の促進が図られなければならない。

(国の責務)

第四 _ 条 玉 は 前条 の基本理念にのっとり、 スマ ート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的 に策定

し、及び実施するものとする。

2 玉 は ス マ ト農業技術 の活 用 の促進に関する施策の推 進に当たっては、 生産方式革新事業活動を行う

農業者等及び開発供給事業を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地 方公共団体 は、 第三条の基本理念にのっとり、 その地方公共団体の区域 の特性を生かしつつ、国

 \mathcal{O} 施策と相まって、スマート農業技術の活用 の促進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針

第六条 農林水産大臣は、 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針(以下「基

本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 生産方式革新事業活動の促進に関する次に掲げる事項
- イ 生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標
- ロ 生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項
- 一 開発供給事業の促進に関する次に掲げる事項
- イ 開発供給事業の促進の意義及び目標
- ロ 開発供給事業の実施に関する基本的な事項

三 生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する基本的な事 ,項

兀 前三号に掲げるもの 0) ほ か、 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する重要事

3 農林水産大臣は、 スマート農業技術の発達又は普及の状況その他情勢の推移により必要が生じたとき

は、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の

長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければなら

ない。

第三章 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進 のため の措置

第一節 認定生産方式革新実施計画に係る措置

(生産方式革新実施計画の認定)

第七条 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、 単独で又は共同して、 農林水産省令で定めると

ころにより、 生産方式革新事業活動の実施に関する計画 (当該農業者等が団体である場合にあっては、そ

 \mathcal{O} 構 成員等が行う生産方式革新事業活動に関するものを含む。 以 下 「生産方式革新実施計 画

を作成し、 農林水産大臣 の認定を申請することができる。 この場合において、 生産方式革新事 業活動を行

おうとする農業者等が共同 して生産方式革新実施計画を作成したときは、 農林水産省令で定めるところに

より、 代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

2 生産方式革新実施計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 生産方式革新事業活動の目標

一 生産方式革新事業活動の内容及び実施期間

三 生産方式革新事業活動の実施体制

四 生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

3 る措置 生産方式革新実施 (当該 生産方式革新実施計画 計 画には、 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 の認定を受けようとする農業者等が行う生産方式革新事 当該者が行うそれぞれ当該各号に定め 業活動 \mathcal{O} 促 進

に資するものに限る。) に関する事項を含めることができる。

スマート農業技術活用サービス事業者(スマート農業技術活用サービスを提供する事業者をいう。

以

下同じ。) スマート農業技術活用サービスの提供

食品等事業者 (農産物又は 食品 (農産物 を原 料又は材料として製造し、 又は 加 工 した飲食物のうち医

薬品、 医療 機器等 \mathcal{O} 品質、 有効性 及び安全性 $\overline{\mathcal{O}}$ 確保等に関する法律 (昭和三十五年 法律第百 匹 十五 号)

第二条第一 項に規定する医薬品、 同条第二項に規定する医薬部外品及び 同条第九項に規定する再生医療

等製品以外のものをいう。 以下この号において同じ。)の製造、 加工、 流通又は販売の事業を行う者を

いう。第十二条第一項第三号において同じ。) 農産物又は食品の新たな製造、 加工、 流通又は 販売 \mathcal{O}

方式の導入

4

生産 方式革 新実施: 計 画には、 第二項各号に掲げる事項又は前項に規定する措置に関する事項として、 次

の各号に掲げる行為 の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

生産方式革新事業活動 \mathcal{O} 用 に供する設備等 (施設、 設備、 機器、 装置又はプログラムをいう。 以下同

じ。) の導入 次に掲げる事項

イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

ロ その他農林水産省令で定める事項

- 前項に規定する措置の用に供する設備等 の導入 次に掲げる事項
- イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
- 口 設 備等 · の 導 入が当該生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動 の促進に資するために

必要な措置に関する事項

- ハ その他農林水産省令で定める事項
- 三 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号)第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域におい

て無人航空機 (同法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。 以下同じ。) を飛行させる行為

当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事 項

匹 航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、 第五号又は第六号に掲げる方法の V) ずれ

かによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並 びに当該行為に

使用する無人航空機を特定するために必要な事項

5

農林水産大臣 は、 第 一項の規定による申 請が あった場合において、 その申請に係る生産方式革新実施計

画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 基本方針に照らし適切なものであること。
- 及び第十二条第一 当該生産 方式革新 項において同じ。) 実施 計 画 に係る生産方式革新事 が円滑 か つ確実に行われると見込まれるものであること。 ^事業活動 (第三項に規定する措置を含む。 次条第三項
- 6 農林水産大臣は、 第一項の認定をしようとする場合において、 当該生産方式革新実施計 画に第四 項第三

号又は第四号に定める事項が記載されているときは、 当該事項について、 あらかじめ、 国土交通大臣 に協

議し、 又は第四号に掲げる行為により航空機 その同意を得なければならない。この場合において、 の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわ 国土交通大臣は、 当該事項に係る同項第三号 れる

7 農 林水産大臣 は、 第二項第二号に掲げる事項として農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第四十

おそれがないと認めるときは、

その同意をするものとする。

- 一条第二項に規定する農作物栽培高 度化施設 (以下この項及び第九条において 「農作物栽 培 高 度化 施 設
- の底面とするため に農地 をコンクリー トその他これに類するもので覆う措置が 記 載され た生産

所在 方式革新実施計画につい 地を管轄する農業委員会 て第 (農業委員会等に関する法律 項の認定をしたときは、 遅滞なく、 (昭和二十六年法律第八十八号) その旨を当該農作 -物栽培 第三条第五項 高 |)度化: 施 設 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 規定により農業委員会を置 カ ない市町村にあっては、 市 町村長) に通知するものとする。

8 同じ。 定法 寸 体 林 である場合に (昭)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加 水 和四十一年法律第百三号)第二条に規定する指定野菜をいう。 産 大臣 は、 おけるその構 第二項第二号に掲げる事項として産 成員等を含む。 以下この項において同 地 連 携 工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者 野菜供給契約 以下この項及び第十一 が指定野菜 (農業者等 (当該: (野菜生産 条に 農業者等が お 出 荷 į١ 7 安

業者等が連携して行う指定野菜の供給に係るものであって、 との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約 天候その他やむを得ない事 由により (複数の産 供 い給すべ 地 \mathcal{O} 農

き指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の 種 別に属する指定野菜を供給することを内容とするもの

に限る。 をいう。 以下この項及び第十一条において同じ。 に基づく指定野菜の 供給の 事 業 当 該 産 地

の作付

面

積

の合計が農林

水産省令で定め

る面

積

に達

連携

野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者等

てい るも のに限っ る。 が記 載された生産方式革新 実 入施 計 画につい · て 第 項 の認定をしたときは、 遅滞な

その旨を独立行政 法人農畜産業 振 類機構に 通知するものとする。

農林・ 水産大臣は、 第一項の認定をしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 当該認定に係る生

9

産方式革新実施計画の概要を公表するものとする。

(生産方式革新実施計画の変更等)

第八条 前条第 項の 認定を受けた農業者等は、 当該認定に係る生産方式革新実施 計 一画を変更しようとする

ときは 農林水産省令で定めるところにより、 農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、

林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた農業者等は、 前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたとき

は、 遅滞なく、 その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、 前条第一項の認定を受けた農業者等 (当該農業者等が団体である場合におけるその構

成員等及び当該農業者等に係る同条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。 以

下 「認定生産 方式革新事業者」という。) が当該認定に係る生産方式革新実施計 画 (第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による

変更の認定又は 前項の規定による変更の届 出が、 あ ったときは、 その変更後の もの。 以 下 「認定生産方式革

新実施計 画 という。) に従って生産方式革新事業活動を行ってい ないと認めるときは、 その認定を取 ŋ

消すことができる。

4 農林水産大臣 は、 前条第八項 の規定による通知に係る認定生産方式革新実施計 画 \mathcal{O} 認定を前 項の 規定に

より 取 り 消 たときは 遅滞なく、 その旨を独立行政法 人農畜産業振興 人機構 に通 知するものとする。

5 農林水産大臣 は、 第三項の規定により前条第一 項の認定を取 り消したときは、 その旨を公表するものと

する。

6 前条第五項から第九項までの規定は、 第一項の認定について準用する。

(農地法の特例)

第七条第二項第二号に掲げる事項として農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンク

第九条

IJ

トその他これに類するもので覆う措置が記載された生産方式革新実施計画について同 条第 一項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定

(当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。) (前条第一 項 の規定による変更の認定を含む。 以下同じ。)があったときは が 認定生産方式革新実施計 当該認定を受けた農業者等 画に従って

行う当該措置につい て、 農地法第四十三条第一 項の規定による届出があったものとみなす。

(航空法の特例)

第七条第四項第三号に定める事項が記載された生産方式革新実施計画について同条第一 項の 、認定が

あったときは、 当該認定の 日 において、 認定生産方式革新事業者が当該認定に係る認定生産方式革新実施

計 画 に従って行う同号に掲げる行為について、 航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許

可があったものとみなす。

2 第七条第四項第四号に定める事項が記載された生産方式革新実施計画について同条第一項の 、認定が、 あ 0

たときは、 当該認定の日において、 認定生産方式革新事業者が当該認定に係る認定生産方式革新実施 計 画

に従って行う同号に掲げる行為について、 航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認があったも Ŏ

とみなす。

(野菜生産出荷安定法の特例)

第十一条 第七条第八項の規定による通知に係る認定生産方式革新実施計画に従って産地連 携野菜供給契約

に基づく指定野菜の供給 の事業を行う同条第一 項の認定を受けた農業者等 (当該農業者等が 寸 体である場

合におけるその構成員等を含む。)については、 当該農業者等を野菜生産出荷安定法第十条第 項 介に規定

する登録生産者とみなして、 同法第十二条の規定を適用する。この場合において、 同 . 条 中 「指定野 菜を原

料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間にお

指定 候その他やむを得ない て農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約 ート農業技術の活用の促進に関する法律 野菜を供給することを内容とするものに限る。)」 . 事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、 (令和六年法律第六十三号) 第七条第八項に規定する産地 とあるの (対象野菜の供給に係るものであつて、天 は、 「農業の生産性 これと同 \mathcal{O} <u>ー</u>の 向 上 種 \mathcal{O} 別 た に 属 連携 する \mathcal{O} ス

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

野菜供給契約」とする。

株式会社日本政策金融公庫 (以下「公庫」という。) は、 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十

者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、 九年法律第五十七号。 以 下 「公庫法」という。)第十一条に規定する業務の 食料の安定供給の確保又は農業の ほ か、 認定生産方式革 持続的 か 新 0 健全 事 業

な発展に資する長期 カン 一つ低利 の資金であって認定生産方式革新実施計画に従って行わ れる生 産方式 新 事

業活 動 を行うために必要なものであり、 か つ、 それぞれ当該各号に定めるもの のうち農林水産大臣 及び財

務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

(当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。) 及びスマート農業技術活

用サー ビス事業者 (第二条第四項第一 号に掲げる役務の提供を行う者に限る。) 他の 金融 機関 が ·融通

することを困難とする資金であって、 当該農業者等及びスマート 農業技術活用サー ビス事業者が資本市

場から調達することが困難なもの

スマート農業技術活用サー ビス事業者 (第二条第四項第二号から第四号までに掲げる役務の提供を行

う者であって、 中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。 次号及び第十八条第

項第二号において同じ。) に該当するものに限る。) 他の金融機関が融通することを困難とする資金

三 食品等事業者 (中小企業者に該当するものに限る。) 他 の金融機関が融通することを困難とする資

金であって、その償還期限が十年を超えるもの

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、 償還期限及び据置期間については、 政令で定める範囲内で、 公庫

が定める。

3 第 項の 規定により公庫 が行う同 1項に規定する資金の貸付けについ ての公庫 法 の規定の 適 用 に ついて

は、 次 \bigcirc 表 の上欄に掲げる公庫 法 $\overline{\mathcal{O}}$ 規定中同 表 の中欄に掲げる字句は、 同 表 の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号

掲げる業務

掲げる業務及び農業の生産性の向上のため

スマート農業技術活用促進法第十二条第一	同項第五号	第五十三条
五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一項第		
スマート農業技術活用促進法第十二条第一	同項第五号	
項に規定する業務		
スマート農業技術活用促進法第十二条第一	業務	口及び第四十一条第二号
若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は	又は別表第二第二号に掲げる	第三十一条第二項第一号
法第十二条第一項に規定する業務		
掲げる業務及びスマート農業技術活用促進	掲げる業務	第十二条第一項
十二条第一項に規定する業務		
マート農業技術活用促進法」という。)第		
法律(令和六年法律第六十三号。以下「ス		
のスマート農業技術の活用の促進に関する		

若しくは別表第一第一号から第十四号まで	又は別表第一第一号から第十	別表第二第九号
第十二条第一項		
第十一条及びスマート農業技術活用促進法	第十一条	第七十三条第三号
五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一項第		
スマート農業技術活用促進法第十二条第一	同項第五号	
項に規定する業務		
スマート農業技術活用促進法第十二条第一	業務	
若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は	又は別表第二第二号に掲げる	第六十四条第一項第四号
		条第一項
この法律、スマート農業技術活用促進法	この法律	第五十八条及び第五十九
五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一項第一		

 \mathcal{O} 四号までの下欄に掲げる資金 貸 付 け の業務 の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は に規定する業務] 1 農業技術活用促進法第十二条第 項 ス

第二節 認定開発供給実施計画に係る措置

(開発供給実施計画の認定)

開発供給事業を行おうとする者は、 単独で又は共同して、 農林水産省令で定めるところにより、

開 発供給事業の実施 に関する計画 (以 下 「開発供給実施計画」 という。)を作成し、 農林水産大臣 一の認定

を申請することができる。 この場合において、 開 発供給事業を行おうとする者が共同 して開 発供給実施計

画を作成したときは、 農林水産省令で定めるところにより、 代表者を定め、これを農林水産大臣に 提出

なければならない。

2 開 発供 給実 施 計 画 に は、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開発供給事業の目標

二 開発供給事業の内容及び実施期間

三 開 発供給 事業 の実 施 体 制

兀 開 発 供 給 事 業に必 要な資 金 の額及びその調 達 方法

3 開 発供 給 実 施計 画 に は、 前項各号に掲げる事項として、 次の各号に掲げる行為の区分に応じ、 それぞれ

当該各号に定める事項を記載することができる。

開発供給事業の用に供する設備等の導入

次に掲げる事項

1

当該設備等の種類その他

の当該設備等

の導入の内容

口 その他農林水産省令で定める事 項

航空法第百三十二条の八十五第一 項第二号に掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該

行為を行う空域及び期間 並 びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事 項

三 航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、 第五号又は第六号に掲げる方法 \mathcal{O} 1 ずれ

か によらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並 び に当該 行為に

使用する無人航空機を特定するために必要な事 項

匹 研究機 構 の保有する研究開発に係る設備等及び土地のうち開発供給事業の促進に資するものとして農

林 水産省令で定めるもの (以下この号及び第十七条第一項に お いて 「研究開 「発設備等」という。 の利

用 当該 研 究開 発設備等 \mathcal{O} 種 類その 他 の当該研 究開 発設備等 0 利 用 の内 容 に関する事 項

五. 農業競争 力強化支援法 (平成二十九年法律第三十五号) 第二条第六項に規定する事業参入 同 法第二

十一条第三項各号に掲げる事項

4 農林水産大臣は、 第一項の規定による申請があった場合において、 その申請に係る開発供給実施計画が

次 の各号のいずれにも適合すると認めるときは、 その認定をするものとする。

一基本方針に照らし適切なものであること。

当該 開 発 供給実施計画に係る開 発供給事業が円滑 か つ確実に行われると見込まれるものであること。

三 当該開 発 供給実施計画 に前 頭第五号に定める事項が 記載されているときは、 その内容が農業競争力強

化支援法第二十一条第四 項 の規定に より同 条第 項 の認定をすることができる場合に該当すること。

農林· 水産-大臣 は、 第 項 の規定による申請 が あ ったときは、 遅滞なく、 その内容を当該申 請 に係 る開 発

5

供 (給実施 計 画 の対象となる事業を所管する大臣 (以下この項において 「事業所管大臣」という。 に 通 知

するものとする。この場合において、 事業所管大臣は、 必要があると認めるときは、 農林水産大臣に対し

て意見を述べることができる。

6 農林· 水 産 大臣 は、 第 項 の認定をしようとする場合において、 当該開 発供給実施計 画に第三項第二号又

は 第三号に 定定め る事 項 が 記 載されているときは、 当該事項について、 あら かじめ、 国土交通大臣 に 協 議

その同意 意を得なければならない。 この場合において、 国土交通大臣は、 当該事 項に係る同 頂第二号又

は第三号に掲げる行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるお

それがないと認めるときは、その同意をするものとする。

7 農林水産大臣は、 第一項 の認定をしようとする場合において、 当該開発供給実施計画に第三項第五号に

定める事 項 (農林水 産大臣 の所管する事業以外の農業生産関連事 業 (農業競争力強化支援法第二条第四 項

に規定する農業生産関 連事業をいう。 以下この項において同じ。)に係るものに限る。 以下この項に お

を所管する大臣 (以下この項にお ĺ١ て 「農業生産関連事業所管大臣」という。 に協 議し、 その 同 意を得

て同じ。)

が記載されているときは、

当該事項について、

あらかじめ、

当該

事

項に係る農業生産

関

連

事業

なければならない。 この場合において、 農業生産関連事業所管大臣は、 当該 事 項が 同法第二十 条第 四 項

の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、 その同意をするもの

とする。

8 農林水産大臣 は、 第三項第四号に定める事項が 記載された開発供給実施計 歯に . つ い 、 て 第 項の認定をし

たときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

9 農林水産大臣 は、 第一項の認定をしたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 当該認定に係る開

発供給実施計画の概要を公表するものとする。

(開発供給実施計画の変更等)

第十四 前条第一項の認定を受けた者 (当該認定に係る開発供給実施計画に従って設立された法人を含

む。 以 下 「認定開 発供給事業者」という。) は、 当該認定に係る開発供給実施計画を変更しようとすると

きは、 農林水産省令で定めるところにより、 農林水産大臣の認定を受けなければならない。 ただし、

水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定開 発供給事業者は、 前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞なく、 そ

の旨を農林水産大臣に届け出なければならない

3 農林水産大臣 は、 認定開発供給事業者が当該認定に係る開発供給実施計画 (第 一 項の規定による変更の

認定 又は 前 項の 規定による変更の 届出 が あったときは、 その変更後のもの。 以 下 「認定開 発供給実 施計

画 という。 に従 いって開 発供給事業を行ってい ないと認めるときは、 その認定を取り消すことが でき

る。

4 農林水産大臣 は、 前条第三項第四号に定める事項が記載された認定開発供給実施計画 の認定を前項の規

定により取り消したときは、 遅滞なく、 その旨を研究機構に通知するものとする。

第三項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものと

する。

5

農林水産大臣は、

6 前条第四項から第九項までの規定は、 第一項の認定について準用する。

(航空法の特例)

第十五名 条 第十三条第三項第二号に定める事項が記載された開発供給実施計 画に つ () て同 条第 項 0 認定

(前条第一 項の規定による変更の認定を含む。 次項及び第十九条において同じ。) があったときは、 当該

認定 0 日に お 7 て、 認定開発供給事業者が当該認定に係る認定開発供給実施計画に従って行う同号に掲げ

る行為について、 航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。

2 第十三条第三項第三号に定める事 項が記載された開 発供給実施計 画に ついて同 条第

う同号に掲げる行為につい ときは 当該 認定 0 日 に お て、 1 て、 航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の 認定開 発供給事 業者が当該認定に係る認定開 承認が |発供: あ 給 実施 ったもの 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 計 認定が 画 に従 とみなす。 って行 あ つった

種苗法 の特 例

第十六条 農林水産大臣は、 認定開発供給事業 (認定開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業をい

う。 願 品品 以下同じ。 種 をい)の成果に係る出願品種 当該認定開発供給事業の実施 (種苗法 期間 の終了日から起算して二年以内に同条第一 (平成十年法律第八十三号) 第三条第二項に規定する出 項第一号に規

定する品種 登録出願 (以下この条にお į١ 7 「品種 登録 出 願 という。)がされたものに限る。 以下この 項

事業を行う認定開発供給事業者であるときは、 において同じ。 に関する品種 登録 出願について、 政令で定めるところにより、 その 出 願者が次に掲げる者であって当該 同法第六条第 認定開 項の 規定によ 発供給

n 納 付 すべ き出願料を軽減し、 又は免除することができる。

その 出願品種 の育成 (種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。 次項第一号において同じ。)

た者

その 出 願 品品 種 が 種 苗法第八条第一 項に規定する従業者等 (次項第二号にお ١ ر 7 「従業者等」 とい

う。 が育成した同 条第 項に 規定す る職 務育成品 種 (同号に お Ì 7 職 務育 成 品品 種」 で

あ つて、 契約、 勤務規 則そ \mathcal{O} 他 の定めに より あら かじ め 同 項に規定する使用者等 (以下この号及び 次項

第二号において 「使用者等」という。 が品 種登録出願をすることが定められている場合において、 そ

の品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、 認定開発供給事業の成果に係る登録品種 (種苗法第二十条第一項に規定する登録品 種

を 当該認定開 発供給事業の実施期間の終了 日から起算して二年以内に品種 登録 出願がされたものに

限る。 以下この項において同じ。)について、 同法第四十五条第一 項の規定による第 一年 か ら第六年 まで

 \mathcal{O} 各年分の 登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定開 発供給事業を行う認定開 発供 給 事業

者であるときは、 政令で定めるところにより、 当該各年分の登録料を軽減 Ļ 又は免除することができ

る。

その登録品種の育成をした者

その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、 契約、 勤務規則その他の定めによりあら

かじめ使用者等が 品種登録 出願をすること又は従業者等が した品 種 登録出 願 \mathcal{O} 出 |願者の: 名義を使 用者等

に変更することが定められている場合において、 その 品 種 登録出 願をした使用者等又はその従業者等が

した品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務)

第十七条 研究機構は 研究開発設備等を認定開発供給事業者の利用 (当該認定開発供給事業者が行う認定

開発供給事業に関するものに限る。) に供する業務を行うことができる。

2 研究機構 は、 認定開発供給事業者の依頼に応じて、 前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その

他必要な協力の業務を行うことができる。

、株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十八条 公庫は、 公庫法第十一 条に規定する業務のほ か、 認定開発供給事業者であって次の各号に掲げる

者に該当するものに対し、 食料 の安定供給の確保又は農業 の持続的 カゝ つ健全な発展に資する長期 が 低 利

 \mathcal{O} 資 金であって認定開 発供給事業 (ス 7 ト農業技術等 \dot{O} 開 発を行う事業及び当該 事 業の 効 率 的 な実 施 を

図るため当該事業と併せて行う合併等の措置を除く。)を行うために必要なものであり、 かつ、 それぞれ

当該各号に定めるもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができ

る。

スマート農業技術活用サー ビス事業者 (第二条第四項第一 号に掲げる役務の提供を行う者に限る。

他の金融機関が融通することを困難とする資金であって、 その者が資本市場から調達することが困難

なもの

中小企業者(前号に掲げる者を除く。) 他の金融機関が融通することを困難とする資金

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、 償還期限及び据置期間については、 政令で定める範囲内で、 公庫

が定める。

3 第 項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法の規定の適用について

は、 次の 表 の上欄に掲げる公庫法の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、 同 表 0 下欄に掲げる字句とする。

第十 条第 項第六号 掲げる業務 法律 掲げる業務及び農業 \mathcal{O} ス マ (令和六年法律第六十三号。 ート農業技術の \mathcal{O} 活用 生産 \mathcal{O} 性 促進に関 \mathcal{O} 向 以下「ス 上 \mathcal{O} する ため

五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一項第		
スマート農業技術活用促進法第十八条第一	同項第五号	第五十三条
五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一項第		
スマート農業技術活用促進法第十八条第一	同項第五号	
項に規定する業務		
スマート農業技術活用促進法第十八条第一	業務	ロ及び第四十一条第二号
若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は	又は別表第二第二号に掲げる	第三十一条第二項第一号
法第十八条第一項に規定する業務		
掲げる業務及びスマート農業技術活用促進	掲げる業務	第十二条第一項
十八条第一項に規定する業務		
マート農業技術活用促進法」という。)第一		

マート農業技術活用促進法第十八条第一項	の貸付けの業務	
の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又はス	四号までの下欄に掲げる資金	
者しくは別表第一第一号から第十四号まで	又は別表第一第一号から第十	別表第二第九号
第十八条第一項		
第十一条及びスマート農業技術活用促進法	第十一条	第七十三条第三号
五号		
項に規定する業務並びに第十一条第一項第		
スマート農業技術活用促進法第十八条第一	同項第五号	
項に規定する業務		
スマート農業技術活用促進法第十八条第一	業務	
若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は	又は別表第二第二号に掲げる	第六十四条第一項第四号
		条第一項
この法律、スマート農業技術活用促進法	この法律	第五十八条及び第五十九

に規定する業務

(農業競争力強化支援法の特例)

第十九条 開発供給事業を行おうとする者がその開発供給実施計画 (第十三条第三項第五号に定める事 項が

記載されているものに限る。)について同条第一項の認定を受けたときは、 当該者に対する農業競争力強

化支援法第二十一条第一項の認定 (同法第二十二条第一項の規定による変更の認定を含む。) があったも

第二十四条、 同章第五節 (第三十二条を除く。)、 第四章及び第三十七条の規定を適用する。

(第二十一条第一項から第四項まで及び第二十二条第一項を除く。)、

のとみなして、同法第三章第三節

第四章 雑則

(国等の措置)

第二十条 国 は 生産 方式革新事業活動 又は開発供給事業の促進に資するよう、これらに関する情 報 の収

集、整理及び提供を行うものとする。

2 玉 は 認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、この法律に特別の定めが あるも Ŏ のほ

か、 この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な指導、 助言、 あっせんその他の援助 (第四 |項にお

いて「指導等」という。)を行うものとする。

3 玉 は 生産 方式革新事業活動 又は開 発供給事 業 の促進に資するよう、 関係 省庁 相 互間 \mathcal{O} 及び関係する独

立行 政法人 (独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) との連 携及び協 力を 図

りつつ、スマート農業技術を活用するための農業生産の基盤及び高度情報通信ネットワー クの 整 備 ス

7 ト農業技術の活用に係る人材の育成及び確保、 スマート農業技術を活用した農作業の安全性の 確保並

びにスマート農業技術等に関する知的財産 (知的財産基本法 (平成十四年法律第百二十二号) 第二条第

項に規定する知的財産をいう。)の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 地 方公共団体は、 認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、 認定生産方式革新実施計画

又は認定開 発供給実施計画 の実施に関 し必要な指導等を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林 水産大臣 は、 認定生産方式革新事業者又は認定開 発供給事業者に対し、 認定生産方式革新

実施計 画 又は 認定開 発供給実施計画 の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第二十二条 この法律に規定する農林水産大臣 の権限は、 農林水産省令で定めるところにより、 その一 部を

地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第二十一条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者

は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。) の代

表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

前項の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 同項の 刑を科す

る。

3 法 人でない団体について前項の規定 の適用がある場合には、 その代表者又は管理人がその 訴訟行為につ

1 て法人でない団体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律 :の規定

を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法 律 は、 公布 Ò 日 か ら起算して六月を超えない範囲 内に、 おいて政令で定める日 から施行する。

ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第二条 農林水産大臣は、 基本方針を定めようとするときは、 この法律の施行前においても、 関係行政機関

の長に協議し、 及び食料 ・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

(検討)

第三条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、 必要があると認め

るときは、 この法律の規定について検討を加え、 その結果に基づい て所要の措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第四条 食料 農業 農村基 本法 (平成十一年法律第百六号) の — 部を次のように改正する。

第五十三条第三項中 「平成二十七年法律第十四号) 及び」を 「平成二十七年法律第十四号) に、

「の規定」を「及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律 (令和六年

法律第六十三号)の規定」に改める。

国立研究開 発法人農業· 食品 産業技術総合研究機構 法 の 一 部改正)

第五条 国立研· 究開発法 人農業· 食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第百九十二号) *Ø*)
<u>·</u> 部を次

のように改正する。

第十四条第四項中 「で、」の下に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関す

る法律 (令和六年法律第六十三号)第十七条に規定する業務並びに」を加える。

第十五条第二号中「 (農機具」を「並びに同条第四項 (農業の生産性の向上のためのスマー ト農業技術

の活用の促進に関する法律第十七条に規定する業務に係る部分に限る。) に規定する業務 (いずれも農機

具 に改め、 同条第三号中「(第五号」を「 (同項第五号」に改める。